

### 3. 空家等対策のこれまでの取組みについて

#### (1) 北九州市空き家等対策基本指針

## 北九州市空き家等対策基本指針

～快適に暮らせる安全で安心な居住環境の実現に向けて～

平成26年3月

## 目 次

<b>1. 指針の目的</b>	<b>・ ・ ・ 55</b>
<b>2. 現状と課題</b>	<b>・ ・ ・ 55</b>
(1) 空き家等の現状と発生の背景	
(2) 空き家が及ぼす影響	
(3) 現行の対応と抱える課題	
<b>3. 空き家等対策を進めるための基本的な考え方</b>	<b>・ ・ ・ 59</b>
(1) 総合的な空き家等対策の推進	
(2) 市民や地域と協働した取り組みの推進	
<b>4. 具体的な対策</b>	<b>・ ・ ・ 60</b>
(1) 市民に分かりやすい体制の整備	
(2) 空き家等の状況に応じた総合的な対策	
(3) 地域と協働した取り組みと所有者への意識啓発	

## 1. 指針の目的

本市において、市民の安全で安心な居住環境を形成する上で重要な課題となっている空き家や空き地（以下、「空き家等」という。）の問題に対し、本市が行う空き家等対策の方向性の基本的な考え方について本指針を定め、対策を総合的かつ強力に推進することとする。

## 2. 現状と課題

### (1) 空き家等の現状と発生の背景

#### ① 現状

平成 20 年住宅・土地統計調査によれば、本市の空き家は約 7 万 5 千戸で、うち利用目的のないものが約 2 万 3 千戸となっている。

住宅総数に対する空き家の割合は 15.3%で、全国及び政令市の平均（いずれも 13.1%）を上回っている。また、利用目的のない空き家の割合は 4.7%で、政令市の平均（3.6%）を上回っている。

<空き家数等の推移（平成 15 年－平成 20 年比較）>

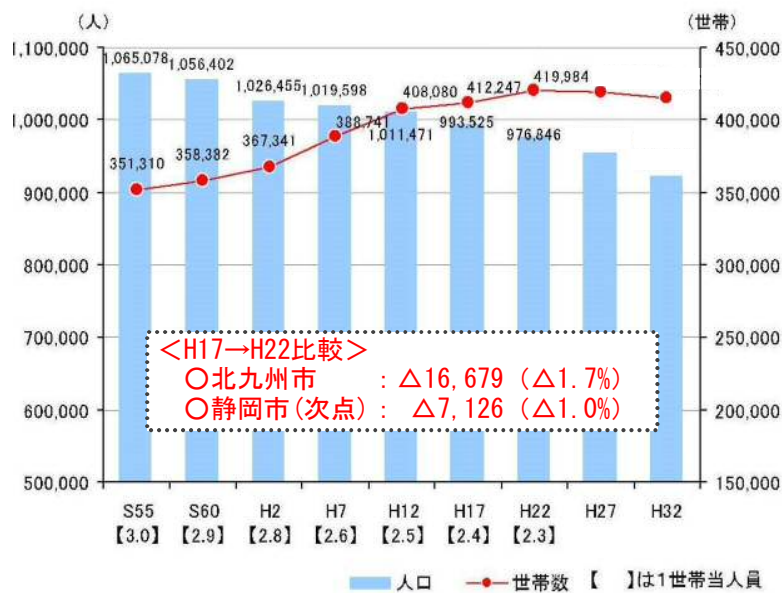
		H20年	H15年	5年間での増減		備 考
					年間発生量	
北九州 市	住宅総数	489,400	468,100	21,300	4,260	新築着工数(5年間) 41,691戸 [8,340戸/年]
	空き家数 (率)	74,900 (15.3%)	60,100 (12.8%)	14,800 (+2.5%)	2,960	政令市平均 13.1%(H20) 本市は第2位
	うち 利用目的のない空き家数 ※賃貸住宅・別荘等を除く (率)	23,100 (4.7%)	17,300 (3.7%)	5,800 (+1.0%)	1,160	長期にわたり移住世帯が不在の 住宅や取壊し予定の住宅
全 国	住宅総数	57,586,000	53,890,900	3,695,100	739,020	
	空き家数 (率)	7,567,900 (13.1%)	6,593,300 (12.2%)	974,600 (+0.9%)	194,920	
	うち 利用目的のない空き家数 ※賃貸住宅・別荘等を除く (率)	2,723,600 (4.7%)	2,117,600 (3.9%)	606,000 (+0.8%)	121,200	
政 令 市	住宅総数	12,904,100				
	空き家数 (率)	1,692,700 (13.1%)				
	うち 利用目的のない空き家数 ※賃貸住宅・別荘等を除く (率)	460,000 (3.6%)				

## ② 発生の背景

本市では、政令市の中で最も人口の減少が進んでいる。また、高齢化率も全国平均を上回り、政令市でトップという状況にある。

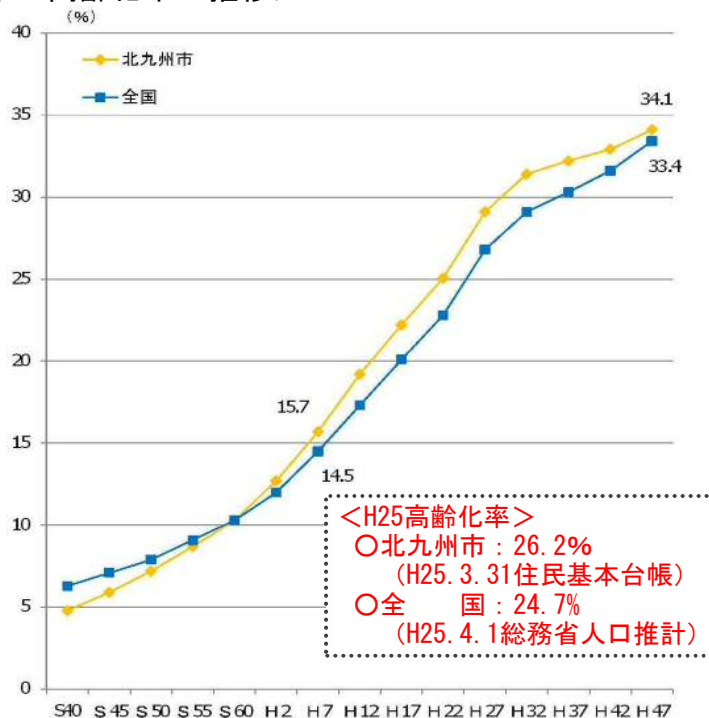
今後も、人口減少や高齢化、核家族化等が進行することが見込まれており、それに伴い、空き家等についても増加することが見込まれる。

### <本市の人口推移>



※住生活基本計画より  
 ※世帯数には施設等の世帯は含んでいない  
 ※平成22年までは国勢調査による。

### <本市の高齢化率の推移>



※第三次北九州市高齢者支援計画より

## (2) 空き家等が及ぼす影響

空き家等は、その存在自体が問題というわけではなく、所有者により適正に管理されないこと（管理不全）によって問題が生じる。

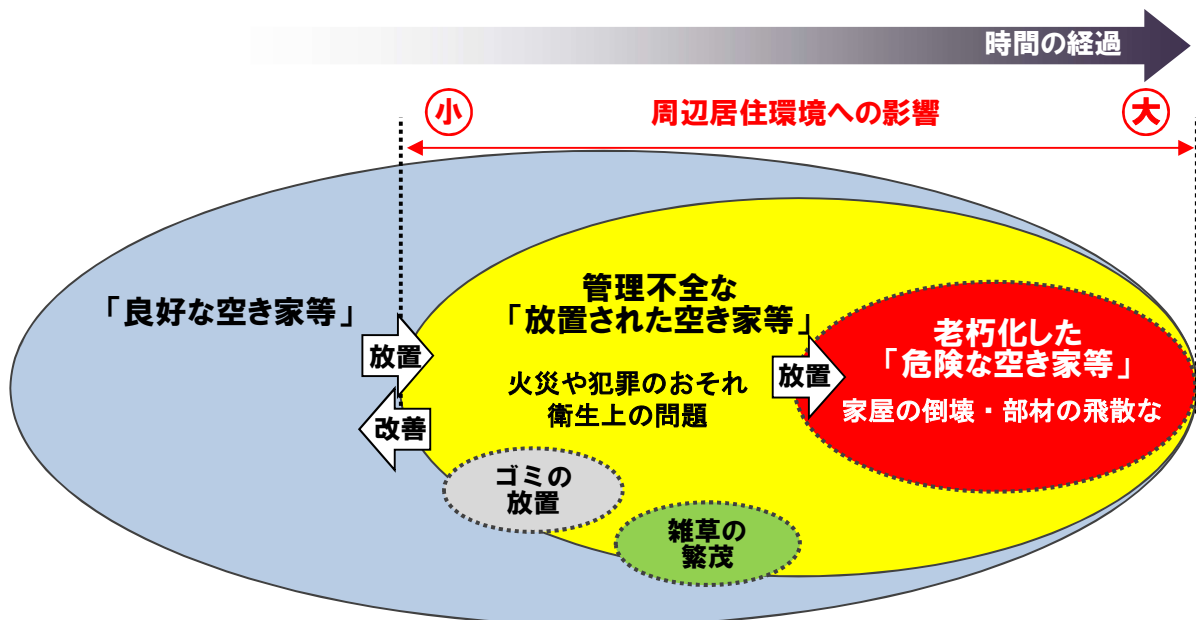
管理不全な「放置された空き家等」は、

- ・ 家屋の倒壊や部材の飛散による危険性
- ・ 不特定者の侵入による火災や犯罪の恐れ
- ・ 草木の繁茂やごみの放置による衛生上の問題

など、安全で安心な周辺居住環境へ様々な影響を及ぼすことが懸念される。

また、管理不全な「放置された空き家等」は、時間の経過とともに周辺居住環境へ及ぼす影響が大きくなり、老朽化が進行して危険な状態となる。

さらに、老朽化した「危険な空き家等」については、家屋の倒壊や部材の飛散などの危険性を速やかに排除するため、迅速かつ強力な対応が求められる。



### (3) 現行の対応と抱える課題

#### ① 現行の対応について

多岐にわたる空き家等問題に対し、本市の現行対応では、建築都市局、消防局、保健福祉局、環境局等が、所管する法令に基づき対象とするものについて、それぞれ所有者に対し指導等を行っている。

<指導等の根拠とする関係法令>

対象	所管局	法令名
老朽化した危険家屋	建築都市局	建築基準法
火災の発生の恐れ	消防局	消防法、北九州市火災予防条例
雑草等の繁茂	保健福祉局	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例
ゴミの放置	環境局	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

#### ② 課題

現行対応における課題として、以下のようなものがある。

##### ア. 所有者等の意識の低さ

- ・家屋等の適正管理に対する意識が低い。(相続関係人の分散など)
- ・所有する空き家等が地域へ及ぼしている影響等について認識が低い。(遠方居住や入院など)

##### イ. 所有者情報の把握が難しい

- ・個人情報取り扱いの厳格化、地域関係の希薄化等により、空き家等の所有者を把握することが難しい。

##### ウ. 財産権の壁

- ・家屋の除却や危険部位の撤去などについて、原則として市や第三者が直接行うことができない。

### 3. 空き家等対策を進めるための基本的な考え方

管理不全な「放置された空き家等」は、周辺の環境へ及ぼす影響が大きいため、早急な対策が必要である。

しかし、空き家等は個人の財産であり、本来、所有者自らが、家屋や敷地の安全を確保するなど適正に管理等しなければならず、市や近隣の住人など第三者が直接の措置を行うことは困難である。

そこで、本市としては、市民に身近な相談窓口を設置するとともに、空き家等の適正な管理や改善・除却等の対応について、所有者が自主的に対応するよう促すため、以下の基本的な考えに沿って空き家等対策を推進する。

#### (1) 総合的な空き家等対策の推進

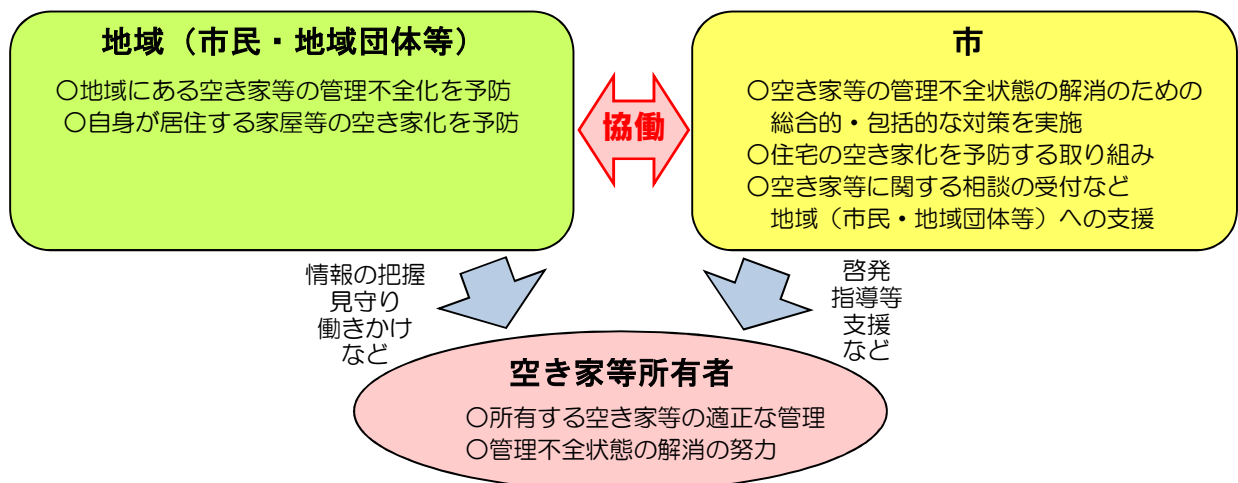
快適に暮らせる安全で安心な居住環境を実現するため、空き家等の状況に応じてあらゆる対策を総合的かつ包括的に推進する。

管理不全な「放置された空き家等」の問題に対し、自主的な対応を行う空き家等所有者へ積極的な支援を行うとともに、放置を続ける所有者に対しては、指導や勧告など法令に基づいた措置を行う。

とりわけ、老朽化した「危険な空き家等」に対しては、迅速かつ強力に取り組む。

#### (2) 市民や地域と協働した取り組みの推進

地域へ影響を及ぼしている管理不全な「放置された空き家等」の問題を解消するため、市と地域とが、それぞれの役割やできること等について考え、協働して取り組みを進める。



## 4. 具体的な対策

### (1) 市民に分かりやすい体制の整備

市民や地域団体等と連携した取り組みを推進するため、相談窓口のワンストップ化など市民に分かりやすい体制を整備する。

また、管理不全な「放置された空き家等」の問題に対して総合的かつ包括的な対策を推進するため、体制の強化を図る。

### (2) 空き家等の状況に応じた総合的な対策

自主的な対応を行う空き家等所有者への支援や、放置を続ける所有者への法的措置など、空き家等の状況に応じた適切な対策について、総合的かつ包括的に推進する。

#### ① 管理不全な「放置された空き家等」

管理不全な「放置された空き家等」は、周辺環境へ及ぼす影響が大きいため、早急な対策が必要である。

家屋の状態を悪化させないための空き家等の適正管理の徹底や、影響を排除するための改善・除却など、所有者による自主的な取り組みを促進するため、あらゆる対策を推進する。

#### ア. 早急な所有者等の把握

- ・市民や地域の協力を得て、空き家等に関する情報を積極的に収集する。
- ・区役所や本庁等の間で、情報の共有化を図る。
- ・所有者調査を早急に行う。

#### イ. 所有者等による適正管理の徹底

- ・空き家等の適正管理、相続時における管理者の決定や登記等について、所有者への啓発を行う。
- ・空き家等の管理を代行する業者との連携を強化する。

#### ウ. 自主的な改善や除却等の促進

- ・空き家等に関連する法律や条例に基づく指導や勧告等を強化する。
- ・一定要件を満たす空き家の除却費について、助成を行う。



## ② 老朽化した「危険な空き家等」

老朽化した「危険な空き家等」については、周辺居住環境へ及ぼす危険性を速やかに防除する必要があるため、前記の対策に加えて以下の対策を実施し、迅速かつ強力に対策を推進する。

### ア. 行政処分（命令・氏名の公表等）による対応

- ・ 空き家等に関連する法律や条例に基づく命令及び氏名の公表を行う。
- ・ 命令に従わない場合には、行政代執行を実施する。
- ・ 命令や行政代執行の実施にあたり、処分基準を明確にする。

### イ. 緊急安全措置の実施

- ・ 危険が切迫した状況においては、緊急危険回避措置を行う。

## ③ 「良好な空き家等」

家屋の状態が「良好な空き家等」については、管理不全な状態とならないよう、適正な管理を継続することなどが重要である。

こうした予防の観点から、

- ・ 相続時の管理者決定や登記等に関する所有者への啓発など、『適正管理の促進』や、
- ・ 住宅事業者等との連携による空き家等の流通促進や住宅売買におけるかし保険制度の普及など、『空き家等の有効活用促進』のための対策等について取り組む。

## （３）地域と協働した取り組みと所有者への意識啓発

### ① 市民・地域団体等と協働した取り組み

空き家等問題を地域の課題として認識していただけるよう、地域団体等の協力を得て空き家等情報を収集するなど、市と地域とが協働して空き家等の実態把握に努める。

また、市が行う対策や地域の取り組みの事例等について広く紹介するなど、市民や地域団体等との連携を深める。

### ② 空き家等の所有者への意識啓発

所有者が、空き家等の適正な管理や、改善、除却等の対応を自主的に行うよう促すため、家屋の放置により第三者へ危害が及んだ場合に生じる所有者の賠償などのリスクや、相続時における管理者の決定・登記の必要性等に係る啓発を行うとともに、市が行う対策の周知等を行うことにより、所有者のモラル意識の向上を図る。

## (2) 空家等対策にかかる関連制度の概要

### ①北九州市空き家バンク

空き家を  
売りたい  
貸したい

#### 北九州市空き家バンク

北九州市 空き家バンク

検索

「売りたい、貸したい」空き家情報を募集しています。  
まずはご相談を!

- 本事業は、空き家をお持ちの方で売却・賃貸を希望する物件の情報を北九州市に登録し、空き家の購入・賃貸を希望する方へ提供することで、空き家を有効に活用する制度です。
- 空き家物件の売却・賃貸借契約に関する手続きは、市と協定を締結している「不動産協会」会員の宅地建物取引業者が行いますので安心してご利用いただけます。

登録できる  
空き家

以下の全てに該当する空き家について登録することができます。

- ①北九州市内に所在する空き家
- ②宅地建物取引業者と媒介契約※を締結していない空き家
- ③建築基準法に違反していない空き家
- ④使用者や用途の変更等に制限のない区域にある空き家

※媒介契約とは、不動産の売買・賃貸借にあたって、宅地建物取引業法に基づき、仲介を担当する宅地建物取引業者と結ぶ契約です。

- 暴力団等反社会的勢力の空き家バンクの利用はできません。
- 審査等により、ご利用をお断りすることもあります。
- 提供していただいた物件を空き家バンクへ登録しても、市が買い取りや借り受け、補修等の維持管理を行うことはありません。
- 市は、空き家の売買・賃貸に関する交渉・契約等に関しての仲介行為には関与いたしません。
- 宅地建物取引業法に定める仲介手数料が発生します。
- 市は、契約等に係る紛争等については、関与いたしません。

お問合せ申請窓口

建築都市局住宅計画課 ☎(093) 582-2592

### ②北九州市老朽空き家等除却促進事業

空き家を  
解体  
したい

#### 北九州市老朽空き家等除却促進事業

北九州市 老朽空き家

検索

本事業は、倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な空き家等の除却を促進するため、家屋の除却に要する費用の一部を補助することにより、市民の安全で安心な居住環境の形成を図ることを目的とします。

補助対象者 (申請者)	① 老朽空き家等の所有者、又はその相続人 ② 土地の所有者若しくは借地権者、又はその相続人 ③ 上記①②の同意を得た者	※ 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は申請者となれません。 ※ 家屋の権利を有する者が申請者以外にいる場合は、全員の同意が必要です。
補助対象 家屋	昭和56年5月以前に建築された空き家等で、以下の①または②のいずれかの要件を満たすもの ① 倒壊や部材の落下のおそれがあるなど危険な家屋 ② 接道状況の悪い敷地上にある除却が困難な家屋	
補助金額	(1) 補助金の割合 次の①②を比較していずれか低い額の1/3 ① 除却に要した額 解体工事業者との契約金額(税抜) ② 市が定める基準額 基準額=面積基準単価×延床面積	(2) 上限額 1戸あたり50万円 ※ 補助金の算定においては一定の端数を切り捨てます。 ※ 市が定める基準額は必要に応じて見直します。

#### 注意事項

- 解体工事に着手する前に、補助金の交付申請が必要です! 申請前に工事に着手した場合は、補助金を受けられません。
- 家屋を除却すれば、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税が上がることがあります。
- 家屋を除却した跡地は、周辺地域の方々に迷惑がかからないよう適切に管理しましょう。

お問合せ申請窓口

建築都市局空き家対策推進室 ☎(093) 582-2918

### ③住むなら北九州子育て・転入応援事業

## 住むなら北九州 子育て・転入応援事業の概要

建築都市局  
住宅計画課

#### 事業の目的

既存住宅ストックを活用し、子育て世帯や新婚世帯など若い世代の人口増加や、企業移転などに伴う従業員の移住を促進するため、一定の要件を満たす街なか民間賃貸住宅や空き家バンク登録住宅に転入する若年世帯に対し、家賃等の一部を助成し、新生活に要する費用の負担軽減を図る。

#### 補助の主な要件\*

※詳細は本市ホームページ等を参照

##### <対象者>

- 世帯主（申請者）が39歳以下で市外に1年以上居住し、かつ世帯人員が2人以上の世帯で、以下のいずれかに該当する方
  - ・新婚世帯（結婚1年以内、又は3ヶ月以内に結婚予定）
  - ・多子世帯（子ども2人以上と同居）
  - ・多世代同居又は近居（子どもがおり、親と同居又は近居）
  - ・企業移転などに伴い転入する従業者

##### <対象住宅>

- 街なかの民間賃貸住宅（街なかに所在する中古の賃貸住宅）
- 特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の認定を受けたもので家賃補助が終了したもの）
- 空き家バンク登録住宅（「北九州市空き家バンク」に則って媒介契約を締結したもの）

#### 補助額

##### <賃借の場合>

- 家賃2ヶ月相当分（20万円を上限とする）

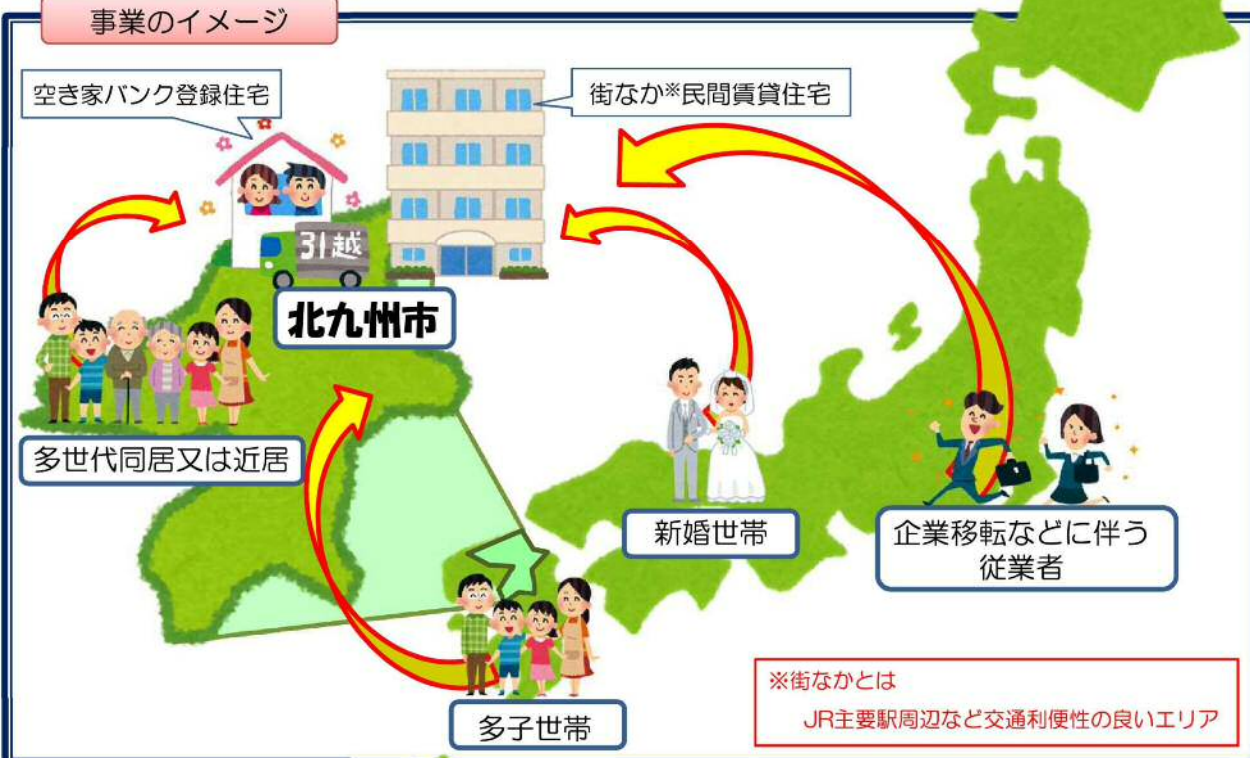
##### <購入の場合（空き家バンク登録住宅のみ）>

- 世帯人員1人当たり15万円（50万円を上限とする）

##### <割り増し（新婚世帯 or 多子世帯（子どもが3人以上）>





- 上記に加え、最大10万円割増

#### 事業のイメージ



#### ④住まい向上リフォーム促進事業

#### 補助対象工事及び補助金額一覧 (●▼★印は省エネ住宅ポイントの発行対象です)

対象工事		補助金額	
エコ工事	●窓の断熱改修	内窓設置 外窓交換 	大 (2.8㎡以上) 18,000円/ヶ所 中 (1.6㎡~2.8㎡未満) 12,000円/ヶ所 小 (0.2㎡~1.6㎡未満) 7,000円/ヶ所
		ガラス交換	大 (1.4㎡以上) 7,000円/枚 中 (0.8㎡~1.4㎡未満) 4,000円/枚 小 (0.1㎡~0.8㎡未満) 2,000円/枚
	●外壁の断熱改修	100,000円/式	
	●(外壁の部分断熱で補助を受ける場合)	(50,000円/式)	
	●屋根・天井の断熱改修	30,000円/式	
	●(屋根・天井の部分断熱で補助を受ける場合)	(15,000円/式)	
	●床の断熱改修	50,000円/式	
	●(床の部分断熱で補助を受ける場合)	(25,000円/式)	
	断熱付随工事	外壁の断熱改修をする室の壁の内装	大 (床面積:10㎡以上) 15,000円/室 中 (床面積:5㎡~10㎡未満) 10,000円/室 小 (床面積:5㎡未満) 5,000円/室
	遮熱塗装		屋根 (全面) 30,000円/式
	窓庇等設置 (庇・日除け)		外壁 (100㎡以上) 30,000円/式
	遮熱ガラスへの交換		大 (1.4㎡以上) 3,000円/枚 中 (0.8㎡~1.4㎡未満) 2,000円/枚 小 (0.1㎡~0.8㎡未満) 1,000円/枚
▼高断熱浴槽設置	※ユニットバス設置を伴うものは、国の制度期間中も市へ申請可	100,000円/基	
▼節水型便器設置		15,000円/基	
▼節湯水栓設置		キッチン水栓 4,000円/セット 洗面化粧台水栓 4,000円/セット シャワー水栓 4,000円/セット	
ホーム・エネルギー・マネージメント・システム (HEMS)		5,000円/セット	
雨水タンク設置		5,000円/基	
安全・安心工事	シャッター設置 雨戸設置 窓面格子設置		10,000円/セット
			7,000円/セット
			5,000円/ヶ所
	窓まわり	防犯ガラスへの交換	大 (1.4㎡以上) 7,000円/枚
			(窓の断熱改修で補助を受ける場合) (3,000円/枚)
			中 (0.8㎡~1.4㎡未満) 4,000円/枚
	(窓の断熱改修で補助を受ける場合) (2,000円/枚)		
	小 (0.1㎡~0.8㎡未満) 2,000円/枚		
	(窓の断熱改修で補助を受ける場合) (1,000円/枚)		
防犯錠交換		1,000円/ヶ所	
カメラ付インターホン設置		3,000円/セット	

#### 補助金を受けるにあたっての注意点

- 補助金額は、対象工事ごとに定める本表の金額の合計となります。ただし、**上限は30万円**です。
- 「地元応援工事」の製品を使用して、「断熱付随工事」、「床高のかさ上げ・かさ下げ工事」、「高齢化対応付随工事」を行う場合は、別途、補助金額の加算についての定めがあります。
- 各対象工事は、別に定める仕様・性能を満たす必要があります。
- 補助金を受けようとする工事が、他の補助を利用している場合(予定を含む)は、対象外となります。

対象工事		補助金額	
★手すり設置 (浴室・便所・脱衣室・玄関・階段・廊下・アプローチ等)		5,000円/室	
★廊下・出入口幅の拡張	廊下幅拡張	25,000円/ヶ所	
	内部建具幅拡張	20,000円/ヶ所	
内部建具改良	開戸を引戸、折戸、吊戸に交換	15,000円/ヶ所	
★屋内段差解消	★床高の かさ上げ かさ下げ	大 (床面積:10㎡以上) 30,000円/室 中 (床面積:5㎡~10㎡未満) 20,000円/室 小 (床面積:5㎡未満) 10,000円/室	
	固定式スロープ設置	1,000円/ヶ所	
	敷居・またぎ等撤去	4,000円/ヶ所	
玄関段差改良	固定式の式台等の設置	4,000円/ヶ所	
階段改良	緩勾配階段への改良	60,000円/式	
便所・浴室改良	便所面積の増加	30,000円/室	
	和式便器を洋式便器に改良	10,000円/基	
	浴室面積の増加	50,000円/室	
	浴槽またぎ高さ緩和	12,000円/式	
高齢化対応 付随工事	廊下幅拡張、便所・ 浴室の面積増に伴う 隣室の壁の内装	大 (床面積:10㎡以上) 15,000円/室 中 (床面積:5㎡~10㎡未満) 10,000円/室 小 (床面積:5㎡未満) 5,000円/室	
	ヒートショック対策	浴室・脱衣室暖房機器設置	10,000円/基
	ホームエレベーター設置		300,000円/基
アプローチ改良	外部のスロープ・緩勾配階段設置	30,000円/式	
温水式床暖房機器設置		5,000円/㎡	
レバーハンドル交換	ドアノブ⇒レバーハンドル	1,000円/ヶ所	
足元照明設置		1,000円/ヶ所	
地元応援工事	ベッドサイド水洗トイレ (TOTO株)	50,000円/基	
	湯ぼっとキット (TOTO株)	10,000円/基	
	光セラ (ケイミュー株)	30,000円/式	
	タイガーハイクリンボード (吉野石膏株)	大 (床面積:10㎡以上)	15,000円/室
		中 (床面積:5㎡~10㎡未満)	10,000円/室
		小 (床面積:5㎡未満)	5,000円/室
	モルトブロックシステム (株西井塗料産業)		1,000円/㎡
	MaSSCシールドタイル (株マスクフジコー)		3,000円/㎡
	エアー・ウォッシュ・ フローリング (株ケミカルクリエイト)	大 (床面積:10㎡以上)	30,000円/室
		中 (床面積:5㎡~10㎡未満)	20,000円/室
小 (床面積:5㎡未満)		10,000円/室	

## 省エネ住宅ポイントのご紹介 (国の補助制度)

国が指定する省エネなどのリフォームを行った場合に、商品交換等に使えるポイント (最大30万ポイント) が発行される制度です。(27年3月10日から受付開始)

「省エネ住宅ポイント」の実施期間中は、ポイント発行可能な工事については、原則として、市の補助を受けることができません。

省エネ住宅ポイントの対象工事には、右表のように、対象となるための要件がA~Cの3種類あります。

省エネ住宅ポイント制度についての詳しい内容は  
事務局(0570-053-666)へお問い合わせ下さい。

### A: 単独でポイントを受けられる工事 (●)

- 1 窓の断熱改修
- 2 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修

### B: 3種類以上セットで行えばポイントを受けられる工事 (▼)

- 1 設備エコ改修 (エコ住宅設備のうち3種類以上設置)

### C: AかBのいずれかと併せて行うことでポイントを受けられる工事 (★)

- 1 バリアフリー改修 (手すり、段差解消、廊下幅等の拡張)
- 2 エコ住宅設備の設置 (エコ住宅設備のうち2種類以下)
- 3 リフォーム瑕疵保険への加入
- 4 耐震改修

⑤住宅・建築物耐震改修工事等補助事業

# 北九州市が 耐震化をお手伝いします!!



## ■ 補助制度について

<b>補助対象者</b>	建物所有者または所有者の同意を得て補助対象事業を行う者 (分譲マンションの場合は管理組合も可)	
<b>補助対象建築物</b>  昭和56年5月以前 に建築された一定 要件を満たすもの	<b>木造住宅</b>	・2階建て以下のも
	<b>マンション</b> (分譲および賃貸)	・延べ面積が1,000㎡以上かつ地階を除く階数が3以上の耐火建築物、準耐火建築物
	<b>特定建築物</b>	・耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物のうち、賃貸マンション、児童福祉法に基づき市長が設置を認可した保育所、大規模な事業者が所有する工場を除くもの ・診断義務化対象建築物は上記のうち、耐震改修促進法附則第3条に規定するもの  ※上記以外にも条件があり、状況によっては補助対象とならない場合があります。

## ■ 補助対象となる費用と金額の早見表

補助額については、上限額や補助率のほか延べ床面積等により算定します。

建築物の種類	耐震診断	耐震設計	耐震改修工事
木造住宅	木造戸建て住宅の耐震診断は「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用により、1件あたり3,000円の自己負担で受けられます。(木造戸建てのみ)	上限 <b>80万円/戸</b> <small>(アパート・長屋等は50万円/戸)</small> 補助率 <b>2/3</b>	
分譲マンション	上限 <b>200万円/棟</b> +3万円/戸 補助率 <b>2/3</b>	上限 <b>50万円/戸</b> 補助率 <b>2/3</b>	補助率 <b>23%</b>
賃貸マンション	上限 <b>150万円/棟</b> 補助率 <b>2/3</b>	上限 <b>30万円/戸</b> 補助率 <b>2/3</b>	補助率 <b>23%</b>
特定建築物	上限 <b>150万円/棟</b> 補助率 <b>2/3</b>	上限 <b>1,200万円/棟</b> 補助率 <b>2/3</b>	補助率 <b>23%</b>
	義務化対象建築物* 補助率 <b>2/3</b>		

\*義務化対象建築物は平成27年12月末までに診断結果を市に報告する必要があります。

## ■ 計算例

一戸建て住宅で耐震改修工事をする場合の計算例。(対象となる工事は耐震改修にかかる工事のみです。)

